

政令第 号

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備に関する政令

内閣は、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十二号）の一部の施行に伴い、並びに都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七十二条第四項、第八十三条第四項ただし書及び第五項、第八十四条第一項並びに第一百八条の三十一第三項並びに土地収用法（昭和二十六年法律第二十九号）第八十八条の二（同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

（都市再開発法施行令の一部改正）

第一条 都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二号中「第十七号から第十九号まで」を「第十九号から第二十一号まで」に改め、同条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第七十三条第一項第二十号」を「第七十三条第一項第二十二号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加

える。

三 法第七十三条第一項第十四号に掲げる事項のうち氏名又は住所の変更

第二十八条第一項中「第十六号及び第十七号」を「第十八号及び第十九号」に改める。

第二十九条第一項中「第七十三条第一項第十四号」を「第七十三条第一項第十六号」に改める。

第三十一条中「第八十三条第四項」を「第八十三条第四項ただし書」に改め、同条第一号中「第二十号又は第二十一号」を「第二十二号又は第二十三号」に改め、同条第二号中「第十七号から第十九号まで」

を「第十九号から第二十一号まで」に改め、同条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 法第七十三条第一項第十四号に掲げる事項のうち氏名又は住所の修正又は変更

第三十二条第一号中「第二十号又は第二十一号」を「第二十二号又は第二十三号」に改め、同条第二号中「第十七号から第十九号まで」を「第十九号から第二十一号まで」に改め、同条に次の一号を加える。

三 法第七十三条第一項第十四号に掲げる事項のうち氏名又は住所の変更

第三十三条の表中「第十六号又は第十七号」を「第十八号又は第十九号」に改める。

第四十一条第二項中「借家権」を「賃借権」に、「行なつて」を「行つて」に改める。

第四十四条、第四十四条の二第一項及び第四十五条中「第二十五条第三号」を「第二十五条第四号」に改める。

第四十六条の七中「第八十三条第四項」を「第八十三条第四項ただし書」に改める。

第四十六条の十五の表第二条第十号、第四十四条第一項、第五十二条第二項第七号、第七十三条第一項第二号、第四号、第六号、第十四号、第十七号及び第二十号、第七十五条第二項、第七十六条第一項及び第三項、第七十七条第三項、第七十八条第一項、第八十五条第四項、第八十九条第一項、第九十一条第一項、第一百三十一条第一項及び第二項、第一百四十一条第一項、第一百四十二条第二項及び第五項、第一百条の二第三項及び第六項、第一百十条の四第二項及び第三項、第一百一十一条、第一百十八条の十、第一百十八条の二十一第一項及び第三項、第一百十八条の二十五の三、第一百十八条の二十八第二項の項中「第十四号、第十七号及び第二十号」を「第十六号、第十九号及び第二十二号」に改め、同表第三十九条第二項、第七十三条第一項第三号及び第十六号、第一百十八条の三第一項、第一百十八条の七第一項第三号、第一百十八条の十一第一項の項中「第十六号」を「第十八号」に改め、同表第七十一条第一項、第七十三条第一項第二号及び

第十七号、第七十六条第一項、第七十七条第一項、第七十八条第一項、第八十九条第一項、第九十一条第一項、第一百十条第二項、第一百十条の四第二項の項中「第十七号」を「第十九号」に改め、同表第七十一条第三項、第七十三条第一項第十二号、第八十八条第五項の項中「第七十三条第一項第十二号」の下に「及び第十四号、第七十七条第五項から第七項まで」を加え、同表第七十三条第一項第十六号、第一百八条第一項第二号、第一百八条の三第一項、第一百八条の七第一項第三号、第一百八条の十、第一百八条の十一第一項及び第二項、第一百八条の二十三第一項の項及び第七十三条第一項第十六号、第一百八条の三第一項、第一百八条の七第一項第三号、第一百八条の十一第一項及び第二項の項中「第七十三条第一項第十六号」を「第七十三条第一項第十八号」に改め、同表第七十三条第一項第十七号、第九十一条第一項の項中「第七十三条第一項第十七号」を「第七十三条第一項第十九号」に改め、同表第七十七条第二項の項の次に次のように加える。

第七十七条第七項	土地に存する建築物	建築物
----------	-----------	-----

第四十六条の十六の表第二十五条第三号、第二十八条第二項、第二十九条第一項、第四十一条第一項、第四十四条、第四十四条の二第一項、第四十五条、第四十六条の五、第四十六条の十、第四十六条の十三

、第四十八条、付録第一、付録第四の項中「第二十五条第三号」を「第二十五条第四号」に改め、同表第三十三条の項中「第十七号」を「第十九号」に改める。

(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令の一部改正)

第二条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の表中「第十六号又は第十七号」を「第十八号又は第十九号」に改める。

第四十三条の表第五百九条第一項、第六十六条第一項第五号、第二項及び第三項、第七十三条第一項、第八十条第二項第五号、第八十五条第一項、第八十九条第一項、第二百五条第一項第十八号及び第四項ただし書、第二百九条の見出し、同条第二項前段及び第四項、第二百十二条第三項、第二百十二条第三項、第二百四十六条第一項、第二百四十七条の見出し、第二百五十二条の見出し、同条第一項の項中「第二百五条第一項第十八号」を「第二百五条第一項第二十号」に改め、同表第二百五条第一項の項中「第十四号」を「第十六号」に改め、同表第二百五条第一項第十七号、第二百二十六条第一項の項中「第二百五条第一項第十七号」を「第二百五条第一項第十九号」に改め、同表第二百五条第一項第十九号

の項中「第二百五条第一項第十九号」を「第二百五条第一項第二十一号」に改め、同表第二百十四条の項中「第十四号」を「第十六号」に、「第十五号」を「第十七号」に改める。

第四十五条の表第五百十九条第一項、第百六十六条第一項第五号、第二項及び第三項、第百七十三条第一項、第百八十条第二項第五号、第百八十五条第一項、第百八十九条第一項、第二百五条第一項第十八号、第二百四十七条の見出しの項中「第二百五条第一項第十八号」を「第二百五条第一項第二十号」に改め、同表第二百五条第一項第十七号、第二百二十六条第一項の項中「第二百五条第一項第十七号」を「第二百五条第一項第十九号」に改め、同表第二百五条第一項第十九号の項中「第二百五条第一項第十九号」を「第二百五条第一項第二十一号」に改め、同表第二百五条第一項第二十三号の項中「第二百五条第一項第二十三号」を「第二百五条第一項第二十五号」に改め、同表第二百十八条第一項の項中「第十六号又は第十七号」を「第十八号又は第十九号」に改め、同表第二百四十七条第一項の項中「借家権」を「賃借権」に改める。

第四十七条の表第五百十九条第一項、第百六十六条第一項第五号、第二項及び第三項、第百七十三条第一項、第百八十条第二項第五号、第百八十五条第一項、第百八十九条第一項、第二百五条第一項第十八号

の項中「第二百五十五条第一項第十八号」を「第二百五十五条第一項第二十号」に改め、同表第二百五十五条第一項第十七号、第二百二十六条第一項の項中「第二百五十五条第一項第十七号」を「第二百五十五条第一項第十九号」に改め、同表第二百五十五条第一項第十九号の項中「第二百五十五条第一項第十九号」を「第二百五十五条第一項第二十号」に改め、同表第二百五十五条第一項第二十三号の項中「第二百五十五条第一項第二十三号」を「第二百五十五条第一項第二十五号」に改め、同表第二百五十五条第一項の項中「第二百五十五条第一項第十六号又は第十七号」を「第二百五十五条第一項第十八号又は第十九号」に改める。

(土地収用法第八十八条の二の細目等を定める政令の一部改正)

第三条 土地収用法第八十八条の二の細目等を定める政令(平成十四年政令第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「含む」の下に「。第三項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

3 第二十五条の二の規定による補償をする場合における法第七十七条の規定により建物の所有者に支払う移転料の額は、第一項の費用の額から第二十五条の二の規定により算定した額を控除した額とする。

第二十五条の次に次の一条を加える。

(配偶者居住権を有する者に対する補償)

第二十五条の二 土地等の収用又は使用に係る土地にある建物が配偶者居住権の目的となっている場合において、当該建物の移転に伴い、当該配偶者居住権が消滅するものと認められるときは、当該配偶者居住権がない場合における当該建物の価格から当該配偶者居住権がある場合における当該建物の価格を控除した額を当該配偶者居住権を有する者に対して補償するものとする。

(マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令の一部改正)

第四条 マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令(平成十四年政令第三百六十七号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第三項中「第五十八条第一項第九号」を「第五十八条第一項第十号」に、「借家権」を「賃借権」に改める。

第三十三条第一項中「精算人」を「清算人」に改める。

附 則

この政令は、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(

令和二年四月一日）から施行する。ただし、第四条中マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令第
三十三条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

理由

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、配偶者居住権を有する者に対する補償についての細目を定める等、土地収用法第八十八条の二の細目等を定める政令その他の国土交通省関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。